

一般社団法人 日本救急看護学会
日本救急看護学会雑誌の投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン

平成 30 年 7 月 29 日理事会決定

一般社団法人日本救急看護学会誌編集委員会（以下、編集委員会）は、一般社団法人日本救急看護学会（以下、本学会）が出版する日本救急看護学会雑誌（以下、本学会誌）における不正な論文投稿を事前に防止し、本学会誌の学術性・社会的信頼・健全性を確保するため、「一般社団法人 日本救急看護学会雑誌の投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン」（以下、本ガイドライン）を定めるものである。

本ガイドラインは、『一般社団法人日本救急看護学会定款 第3条』に示される本学会の目的達成に寄与する本学会に所属する会員（以下、学会員）に対し、①研究論文の公表における不正行為の抑止を図ること、②発生した不正行為に対して厳正かつ公正な対処を速やかに図ること、を目的とし、研究者等に求められる倫理規範に基づき、本学会誌へ投稿する学会員が留意すべき事項を指針として示すものである。

1. 研究論文の公表における不正行為および不適切な行為の定義

研究論文の公表における不正行為（以下、不正行為とする）とは、捏造、改ざん、盗用を中心とした科学論文の社会的信頼を失墜させる行為、不適切な行為とは研究者自身の社会的信用を失墜させる行為である。本学会における不正行為および不適切な行為の定義は以下のとおりとする。

【不正行為】

1) 捏造

存在しない研究データ、研究結果等を作成すること。

2) 改ざん

研究の資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

3) 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、研究データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

【不適切な行為】

4) 二重投稿

二重投稿とは、印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

5) 分割出版（サラミ法）

ひとつの研究成果を細切れにして複数の論文にして公表すること。

6) 不適切なオーサーシップ

著者としての資格を有しない者を著者とする行為、もしくは著者としての資格を有する

者を故意に除外する行為をさす。著者としての資格を有する者、および著者としての資格を有さない者とは、以下の(1)、(2)をさす。また、それ以外の不適切な行為には(3)がある。

(1)著者としての資格を有する者は、以下の①～④に該当するものとする。

- ①研究の構想またはデザイン、あるいは研究データの取得、解析、または解釈に実質的に貢献していること。
- ②論文を起草したか、または重要な知的内容について批評的な推敲を行っていること
- ③出版原稿の最終承認を行っていること。
- ④研究のあらゆる部分について、その正確性または公正性に関する疑義が適切に調査され、解決されることを保証し、研究のすべての側面に対して説明責任を負うことに同意していること。

(2)著者としての資格を有しない者は、以下の①～④に該当するものとする。

- ①ギフト・オーサー：(1)の①～④の要件を満たしていないにもかかわらず、「ギフト（贈り物）」として著者に加えられる者。
- ②ゴースト・オーサー：論文発表に相当の貢献をしているが、研究自体に対する貢献としては評価されない者。
- ③ゲスト・オーサー：明確な貢献はないが、論文出版の可能性を高めるために列記される者。
- ④助成金の入手・研究の指揮・比較的重要ではない実験補助・事務的な補助のいずれかの職務にしか当たらなかった者：研究に何らかの形で貢献したと認められるが、著者としての資格を有する基準を満たさない者（このような場合の個人名は謝辞に記すものとする）。

(3)その他オーサーシップにおける不適切な行為

当人の承諾なしに著者に加えること。

7) その他の不適切な行為

- ①日本看護協会の「看護研究における倫理指針」（2004年）、および文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（2017年）等に反する行為。
- ②データの二次利用等であることの非表示
 - ・データを二次利用する場合、そのことを表明しない、また二次利用の根拠を明確に示さないこと。
 - ・学術集会での発表、学位論文、報告書など、すでに一部もしくはその全体の概要を公表していることを表明しないこと。
- ③著作権を侵害する行為
 - ・既存の尺度、介入プログラム、アルゴリズム等の使用において、著作権を有する者の使用許諾なく使用したり、改変したり、自身の論文に転載したりすること。
- ④資金提供を受けていることの非表示
 - ・研究の遂行にあたり、資金の助成を受けているにもかかわらず、それを論文中に表示しないこと（利益相反の有無に関わらない）。

2. 本ガイドラインの適用対象

本ガイドラインの適用対象は、本学会誌に投稿された論文とする。本ガイドライン制定以前に投稿され、すでに本学会誌に刊行された論文においても、明らかな不正行為やその疑いなどが判明した場合、本ガイドラインの適用対象とする。

3. 不正行為および不適切な行為に対する告発・通報の受付

不正行為および不適切な行為の目的如何に係らず、不正行為や不適切な行為が生じていると思量する者は、本学会に対し、告発・通報することができるものとする。

- 1) 不正行為および不適切な行為に対する告発・通報は、編集委員会が受け付ける。
- 2) 告発・通報する者は顧名の上、不正行為および不適切な行為の疑義のある論文について、不正行為および不適切な行為の態様・事案の内容、不正行為および不適切な行為であるとする科学的・合理的根拠を明記した文書を書留で、事務所編集委員会委員長宛に送付する。
- 3) 原則、匿名の告発・通報は受け付けない。
- 4) 本学会は、不正行為および不適切な行為に対して告発・通報した者がそのことを理由に不利益を被らないよう適切な措置を講じる。
- 5) 報道又は学会等の研究コミュニティから不正行為~~の~~および不適切な行為の疑義が指摘された時は、告発・通報があった場合に準じて対応する。

4. 不正行為および不適切な行為の疑義が生じた場合の審査体制

本学会誌に投稿された論文、およびすでに本学会誌に刊行された論文における不正行為および不適切な行為に関する審査は以下の通りとする。

- 1) 投稿およびすでに刊行された論文における不正行為および不適切な行為に関する疑義が生じた場合、その審査には編集委員会があたる。
- 2) 編集委員会からの審査結果は、理事会に上程される。
- 3) 理事会は、編集委員会からの審査結果を審議し最終決定する。

5. 不正行為および不適切な行為に対する措置

本学会誌に投稿された論文、およびすでに本学会誌に刊行された論文に対し、不正行為および不適切な行為の疑義が生じた場合は、以下の措置をとる。

- 1) 本ガイドライン「1. 不正行為および不適切な行為の定義」にてらし、その疑義が生じた場合
 - (1) 編集委員会委員長が、第1著者にその真偽を確認する。
 - (2) 第1著者から妥当な説明がなく、かつ疑義のある不正行為および不適切な行為を認めない場合は、第1著者の所属機関に事実関係の調査を依頼する。第1著者の所属機関が論文投稿時点と異なる場合、またはいずれの機関にも所属していない場合は、責任著者にその真偽を確認する。
- (3) 投稿された論文が査読中の場合、不正行為および不適切な行為の成否が確定するまでの査読を停止する。

- 2) 本ガイドライン「1. 不正行為および不適切な行為の定義」にてらし、本ガイドライン「3. 不正行為および不適切な行為の疑義が生じた場合の審査体制」において、その疑義が不正行為および不適切な行為に相当すると判断された場合、以下の対応を行う。
- (1) 審査結果は代表理事名で第1著者に通達される。
 - (2) 本学会誌に投稿された当該論文の受付・掲載決定を撤回する。
 - (3) すでに本学会誌に刊行された論文については、掲載を撤回し、その旨を本学会ホームページ上に掲載する。
 - (4) すでに本学会誌に刊行された論文で、他誌において本ガイドライン「1. 不正行為および不適切な行為の定義」に相当する場合、あるいは他誌に掲載された論文が、すでに本学会誌に刊行された論文において本ガイドライン「1. 不正行為および不適切な行為の定義」に相当する場合、優先度の低いいずれかの論文を撤回する、あるいは撤回を求める。なお、この場合の優先度は、掲載日もしくは著作権譲渡日を比較し、日付が早い方を優先度が高いとみなすものとする。
 - (5) 当該論文のすべての著者の新規投稿は、当該論文の掲載撤回等の不正行為および不適切な行為に対する措置が決定した日から3年間受理しない。この旨は、代表理事名で当該論文のすべての著者に書面で通知する。
 - (6) 著しく悪質な不正行為および不適切な行為が行われた場合、代表理事は、理事会審議を経て当該論文の著者全員の会員資格をはく奪する。
 - (7) 個人情報の保護または知的財産の保護等に鑑みて不開示とする合理的な理由がある場合を除き、原則として審査結果は公表する。公表する審査結果の内容は以下のとおりとする。
 - ①当該不正行為および不適切な行為の経緯・概要・調査体制及び内容
 - ②公表時までに行った措置の内容
 - ③当該不正行為および不適切な行為の発生要因と再発防止策
- 3) 不正行為および不適切な行為の疑義が告発・通報によるものであり、かつその告発・通報が、悪意に基づくものと本ガイドライン「3. 不正行為および不適切な行為の疑義が生じた場合の審査体制」において認定された時は、個人情報の保護または知的財産の保護等に鑑みて不開示とする合理的な理由がある場合を除き、原則として告発・通報に関する審査結果を公表する。公表する内容は以下のとおりとする。
- (1) 当該不正行為および不適切な行為に対する告発・通報の経緯・概要・内容
 - (2) 公表時までに行った審査や措置の内容
 - (3) 悪意に基づく告発・通報の発生要因と再発防止策

6. 不服申し立て

不正行為および不適切な行為の被疑者は、不服申し立てをすることができる。

- 1) 不服申し立てがある場合は、被疑者は、代表理事名で通達された審査結果の文書に記載された日付の翌日から起算して14日以内に、不服申し立てに関する任意の文書を編集委員会担当理事および編集委員会委員長へ提出しなければならない。

- 2) 編集委員会担当理事および編集委員会委員長は、提出された不服申し立てに関する任意の文書について、趣旨・理由等を勘案し、「再審査の必要あり」もしくは「再審査の必要なし」のいずれかの判断を速やかに決定する。
- 3) 「再審査の必要あり」と判断された場合は、以下のように対応する。
- (1) 編集委員会担当理事および編集委員会委員長は、理事会に付議し、それを受けた代表理事は調査委員会を設置する。調査委員会の構成員は下記の通りとする。
- ①調査委員会の構成員は、5~6名程度とする。
 - ②調査委員会の構成員は、編集委員会担当理事・編集委員会委員長を除く本学会の理事・監事・社員の中から、代表理事が指名する。必要時法曹関係者を外部委員として協力を要請することも可能とする。
 - ③調査委員会委員長は代表理事が務める。
- (2) 調査委員会は、概ね30日以内を目途に再審査結果を取りまとめ、理事会へ上程する。
- (3) 調査委員会の再審査結果において、不正行為および不適切な行為があったと認定され、その後の理事会においてその結果が承認された場合は、個人情報の保護または知的財産の保護等に鑑みて不開示とする合理的な理由がある場合を除き、原則として再審査結果は公表する。公表する再審査結果の内容は以下のとおりとする。
- ①当該不正行為および不適切な行為の経緯・概要・調査体制及び内容
 - ②公表時までに行った措置の内容
 - ③当該不正行為および不適切な行為の発生要因と再発防止策
- (4) 調査委員会において不正行為および不適切な行為はなかったと認定され、その後の理事会においてその結果が承認された場合は、原則として再審査結果は公表しない。
- 4) 「再審査の必要なし」と判断された場合は、以下のように対応する。
- ①当該事案の再審査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定し、その後の理事会においてその結果が承認された場合は、直ちに被対象者にその旨を通達する。
 - ②原則として、その後の不服申し立ては受け付けない。
- 5) 不服申し立てが、不正行為および不適切な行為に対する措置の引き延ばしや先送りすることを主な目的とすると編集委員会が判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことができる。

7. 守秘義務について

不正行為および不適切な行為への対応に携わるものは、不正行為および不適切な行為に関連したすべての事項について知りえた情報を他に漏らしてはならない。

以上

【 参考資料 】

- 1) 国際医学雑誌編集者委員会（2010）生医学雑誌への投稿のための統一規定：生医学の発

表に関する執筆と編集

<http://www.toukoukitei.net/i4aURM201004.html>

- 2) 科学技術・学術審議会、研究活動の不正行為に関する特別委員会（2006）研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて－文部科学省研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書－
[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316/001.pdf.](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316/001.pdf)
- 3) 研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会（2012）研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書
[http://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/pressimg/press20120124_01_1.pdf.](http://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/pressimg/press20120124_01_1.pdf)
- 4) 研究者活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日）
文部科学大臣決定
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/__icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf
- 5) 國際医学雑誌編集者委員会の二重投稿に関する方針
http://www.icmje.org/publishing_overlap.html
- 6) 出版倫理委員会（Committee on Publication Ethics: COPE）（2005）分割出版
<http://publicationethics.org/case/salami-publication>
- 7) 国立研究開発法人科学技術振興機構、研究活動における不正行為等への対応に関する規則, <https://www.jst.go.jp/jitsuyoka/jimu/03/i-betten03.pdf>
- 8) 一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会誌 投稿規定
<https://www.jaccn.jp/cntrbt/index.html>
- 9) 公益社団法人 日本看護科学学会 日本看護科学学会における研究活動に係る不正行為への対応
<http://jans.umin.ac.jp/kenkai/fusei.html>
- 10) 松澤 孝明（JST）研究倫理・監査室参事役、2014年3月6日、千葉大学テニュアトラック・セミナー講演資料、http://www.chiba-u.ac.jp/general/approach/project/files/tenure_20140306.pdf